

○ 一般職業紹介状況(令和5年4月内容)について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は 1.30 倍となり、前年同月比では 0.13 ポイント下回り、前月比では 0.16 ポイント下回りました。

【求人のようす】

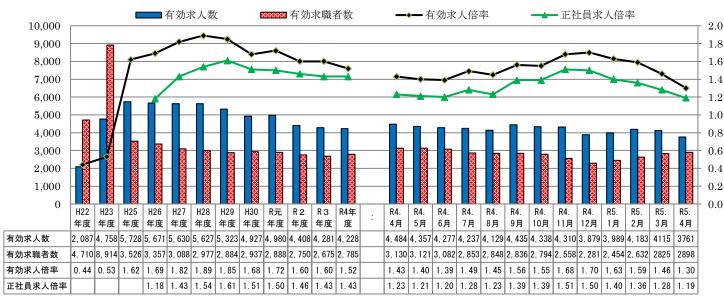
- 〇 新規求人数は 1,155 人で、前年同月比で 26.2%減(前年同月差 411 人減)、前月比で 14.2%減(前月差 191 人減)となりました。
- 〇 月間有効求人数は 3,761 人で、前年同月比で 16.1%減(前年同月差 723 人減)、前月比で 8.6%減(前月差 354 人減)となりました。

【求職のようす】

- 〇 新規求職者数は852人で、前年同月比で12.0%減(前年同月差116人減)、前月比17.4%増 (前月差126人増)となりました。
- 〇 月間有効求職者数は 2,898 人で、前年同月比で 7.4%減(前年同月差 232 人減)、前月比で 2.6%増(前月差 73 人増)となりました。

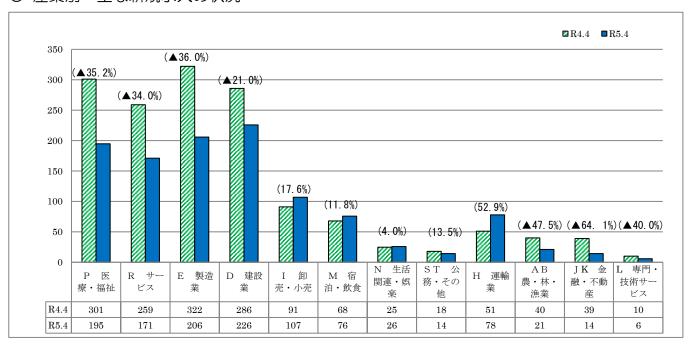
月間有効求職者数を年齢階層別割合でみると、44歳以下は1,251人で43.2%、45歳以上54歳以下は1,647人で56.8%、55歳以上は1,056人で36.4%となっています。

求人・求職の状況



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

○ 産業別:主な新規求人の状況



○ 一般職業紹介状況(パート含む)

項目			計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数			1, 155	*	* *		▲ 26. 2
月間有効求人数			3, 761	3, 761 * *		▲8.6	▲ 16. 1
新規求職者数			852	417	435	17. 4	▲ 12. 0
	うち雇用保険受給者		206	96	110	53. 7	▲ 15. 6
月間	月間有効求職者数		2, 898	1, 419	1, 476	2. 6	▲ 7. 4
	うち雇用保険受給者		840	379	461	6. 3	▲ 13. 8
. t. .		新規	1. 36	*	*	▲0.49 P	▲0.26P
水ノ	人倍率	有効	1. 30	*	*	▲0.16P	▲0.13P
紹介	紹介件数 うち雇用保険受給者		805	368	437	▲ 21. 2	▲ 10. 1
			146	67	79	▲18.4	▲3.3
就職	就職件数		295	140	155	▲ 20. 9	▲2.3
	うち雇用保険受給者		51	23	28	▲36.3	▲ 22. 7
新規	新規就職率		34. 6	33. 6	35. 6	▲16.8P	3.4P

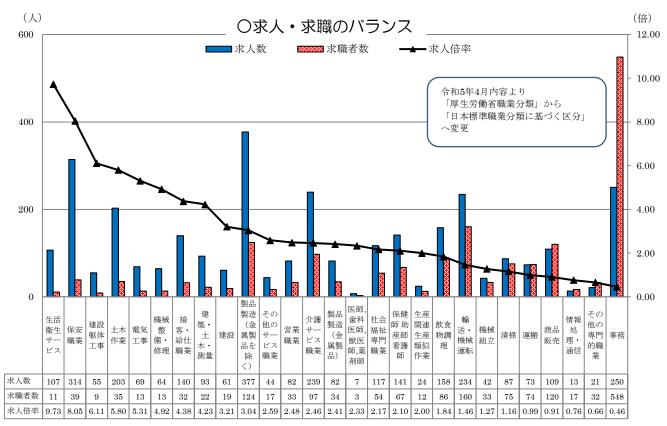
%平成 16 年 11 月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

〇 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	44	13	2	25	0	57. 1	25. 7
新規登録者数	29	7	1	17	0	81.3	70. 6
就職件数	68	11	33	24	0	580. 0	94. 3
月末現在有効求職者数	390	119	41	202	0	▲ 3. 2	20. 4

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等

[※]ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(※)を参照。



※ パートを含み、臨時を除く常用 ※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

〇 雇用保険取扱状況

<u> </u>		=1			* = 11.	**
	T	計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	10	*	*	100. 0	▲ 23. 1
	廃止事業所数	16	*	*	100. 0	45. 5
	月末現在事業所数	4, 131	*	*	▲ 0. 1	▲0.6
被保険者関係	資格取得者数	1, 305	634	671	148. 1	5. 4
	資格喪失者数	1, 243	653	590	93. 9	▲ 9. 7
	離職票交付件数	916	*	*	108. 7	▲ 1. 2
	月末現在被保険者数	45, 125	25, 703	19, 442	0. 1	▲0.4
給付金関係	受給資格決定数	246	107	139	40. 6	▲ 18. 5
	一般給付受給者数	511	210	301	▲ 1.5	▲ 18.8
	一般給付金額(千円)	57, 548	26, 747	30, 801	▲ 7. 0	▲ 23. 4
	個別延長給付受給者数	0	0	0	▲ 100. 0	▲ 100. 0
	個別延長給付金額	0	0	0	▲ 100. 0	▲ 100. 0

[※]金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

☆電子申請アドバイザーのご案内

労働保険関係の届出、申請には電子申請が便利!

電子申請を使うと、ハローワークに出向くことなく、オンラインでお手続きが可能です。

石巻所では月に一回、電子申請アドバイザーを招き、事業所様向けにご相談を受け付けています。

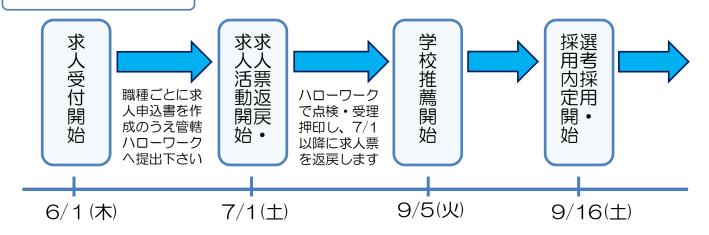
○ 6月・7月の電子申請アドバイザー出張相談日は・・・<u>6月13日(火)・7月11日(火)</u>です。

※会場は、ハローワーク石巻 3 階会議室となります。9:00~16:00 の間の 30 分程度を予定しております。

[※]参加希望の場合は、雇用保険適用窓口にご連絡ください。TEL: 0225-95-0158(21#)

新規高卒の求人受付 6 月 1 日からスタートします

年間スケジュール



求人活動のルール

新規高卒者を対象とする求人活動については、学校教育面での障害防止と生徒に的確な職業選択を行わせる ため、次のような求人活動に対する規制措置が取られていますので、十分ご留意のうえ公正に求人活動を行う ようお願いします。

1 家庭訪問の禁止

求人活動のために、高校在学中の生徒宅を訪問することは、全面的に禁止されています。また、直接生徒に働きかけて応募を勧誘したりすることのないよう、十分慎んでください。

2 学校訪問の規制

求人者が求人活動のため、高校を訪問するには一定の規制があり、その内容は都道府県によっても異なりますので、事前に学校を管轄するハローワークにお問い合わせください。

3 文書募集の規制

新規高卒者を対象とした文書募集は、卒業年度の7月以降とし、以下を遵守願います。

- ① ハローワークへ求人申込を行った求人であること。
- ② 「求人者管轄ハローワーク」および「求人番号」を記載すること。
- ③ 求人票記載内容と異なる内容のものではないこと。
- ④ 応募の受け付けは、ハローワークを通じて行うこと。

その他、個人情報の収集、管理等取扱いについては、十分な注意を払わなければなりません。

応募前職場見学の実施について

就職を希望する生徒の的確な職業選択と職業や職場への理解不足を原因とした早期離職を防止するため、応募前職場見学の実施についてご協力願います。求人申込書提出時(提出後でも可)に「応募前職場見学実施予定表」をハローワークに提出してください。なお、ハローワークおよび高校の了解なく、独自に生徒、保護者等を対象とした職場見学を実施することは禁じられておりますのでご留意ください